

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 9 月 4 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象  
水産課

第 2 監査の期間  
令和 2 年 5 月 13 日（水）、14 日（木）

第 3 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

### 【指導事項】

#### 北松地域栽培漁業推進協議会について

収入支出伝票及び収入支出経理簿は作成されているが、準公金扱いとして構成団体への報告が求められることから、業務量の多少に関わらず会計規程及び決算書の作成（課内決裁）が必要である。

### 【意見】

#### 平戸市漁業後継者経営独立支援事業費補助金交付要綱について

実績報告書の添付書類について、同要綱第6条第4号で、事業報告書等のほかにその他市長が必要と認める書類として、財産管理台帳の提出を求めているが、台帳様式中、補助対象機器の処分制限期間を5年間としている。一方、同要綱には該当条項が見当たらない。経済的理由による売却処分や廃棄処分防止などの条項を加えることを検討されたい。

## 第6 むすび

平戸市漁協青年部連合会活動補助金交付要綱の目的として、平戸市漁協青年部連合会の活動を推進するとあるが、構成地区として、平戸、西目、川内、大島村の4地区となっており、平成30年度には、平戸、中野、大島村、舘浦の4漁協から助成金を受けている。各漁協の青年部の有無にもよるが、青年部活動の充実が沿岸漁業後継者の確保に繋がっていくためにも、青年部連合会組織の強化に期待したい。

また、平成23年度から始まった漁業就業実践研修に基づき平成30年度までに7

人の研修生が就業することになり、現在1名が研修中である。漁業の担い手育成のため引き続き就業環境の整備に努めていただきたい。

第2次平戸市総合計画（計画期間 2018～2027）に基づく漁業振興計画（仮称）の策定について、事業計画（方針）に対する事業成果の有効性、経済性を検証するためにも必要であると思われるので計画策定を急がれたい。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li> <li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li> <li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li> <li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li> <li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li> </ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの